

## 市川市新婚生活住まい応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、経済的支援によって若者が婚姻等をしやすい環境を整えるとともに、将来的に子育て世代となる若者を本市に呼び込み、婚姻等を機に本市に住み続けてもらえるようにすることによる定住促進及び少子化対策への寄与を目的として、対象住宅において生活を共にする新婚世帯等に対し、予算の範囲内において、市川市新婚生活住まい応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 夫婦等 夫婦及びパートナーシップの関係にある者（市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱（令和4年2月1日施行）第2条第1号に規定するパートナーシップの関係にある者であって、同要綱第5条第1項に規定する市川市パートナーシップ届出受理証明書を交付された者をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 対象住宅 次に掲げるいずれかの住宅をいう。

ア 新規賃貸住宅（第5条第1項第1号の申請書を提出した日（以下「第1号申請日」という。）の属する年度の初日の属する年の4月1日以後に賃借する住宅であって、当該住宅に係る賃貸借契約の当事者が当該住宅に居住する夫婦等の一方の者であるものをいう。）

イ 継続居住住宅（第5条第1項第2号の申請書を初めて提出した日（以下「第2号申請日」という。）の属する年度の初日の属する年の3月末日以前に賃借した住宅であって、当該住宅に係る賃貸借契約の当事者が当該住宅に居住する夫婦等の一方の者であるものをいう。）

(3) 新婚世帯等 新規賃貸住宅に係る者にあつては第1号申請日の属する

年度、継続居住住宅に係る者にあつては第5条第1項第2号の申請書を初めて提出した日の属する年度の初日の属する年の1月1日から翌年3月末日までの間に婚姻届又は市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第4条第1項に規定する届出書（以下「婚姻届等」という。）を提出し、受理された夫婦等をいう。

(4) 対象期間 次に掲げる住宅（初めて行う補助金の申請時に居住する対象住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定める月（当該月分を日割りで支払った場合は、当該月の翌月）から12月までの期間をいう。

ア 新規賃貸住宅 当該新規賃貸住宅の賃借に係る契約を締結した日以後初めて賃料及び共益費の支払いをした日の属する月

イ 継続居住住宅 第2号申請日の属する年度の前年度の1月から3月までの間に婚姻届等が受理された者にあつては第5条第1項第2号の申請書を初めて提出した日の属する年度の4月、それ以外の者にあつては婚姻届等が受理された日の属する月

(5) 住居費 次に掲げる費用の合計額をいう。

ア 対象期間において新規賃貸住宅を賃借する際に要した敷金、礼金及び仲介手数料

イ 対象期間において支払った賃料及び共益費

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯等は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯等とする。

(1) 婚姻等をした日における夫婦等の年齢がともに39歳以下であること。

(2) 夫婦等の双方に係る第5条第1項各号のいずれかの申請書を初めて提出した日の属する年の前年の所得（当該申請書を提出した日の属する月が1月から6月までの間にあつては、前々年の所得）を合算した額（夫婦等の双方又は一方が、現に、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を行っている場合にあつては、夫婦等の双方の所得を合算した額か

ら貸与型奨学金の年間返済額を控除した額)が600万円未満であること。

- (3) 夫婦等の双方が対象住宅での居住を開始し、第1号申請日又は第2号申請日までに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく記録をされ、次に掲げる補助金の費用の区分に応じ、それぞれ次に定める日において当該状況が継続していること。

ア 敷金、礼金及び仲介手数料に係る補助金 第1号申請日

イ 賃料及び共益費に係る補助金 第2号申請日

- (4) 第5条第1項各号のいずれかの申請書を初めて提出した日において、夫婦等の双方又は一方が本市に納付すべき当該年度分及び当該年度の前年度分の市県民税、固定資産税及び都市計画税並びにこれらに係る延滞金を滞納していないこと。

- (5) 夫婦等の双方又は一方が国又は他の地方公共団体から補助金と同種の補助を受けていないこと。

- (6) 夫婦等の双方又は一方が過去に補助金の交付を受けていないこと。ただし、同一の住居費に係る補助金については、この限りでない。

- (7) 夫婦等の双方又は一方が市川市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (8) 次に掲げる事項について、承諾することができること。

ア 第5条第1項各号のいずれかの申請書を初めて提出した日から2年以内に、市外へ転居する予定がないこと。

イ 対象期間において居住又は婚姻等の状況が変更となる場合は、直ちに本市に報告すること。

ウ 本市が必要に応じて居住、婚姻等及び納税の状況を確認すること。

- (9) 夫婦等の双方又は一方が外国人の場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有し、かつ、許可された在留期間が3年以上であること。

(10) 夫婦等の双方が次のいずれかの講座を受講していること。

ア ライフデザイン支援講座

イ プレコンセプションケアに関する講座

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住居費の実支出額（対象住宅の賃料に係る手当等であつて、市長が認めるもの（以下この条及び次条第3項第5号において「住宅手当等」という。）の支給を受けている場合にあっては、住居費の実支出額から当該住宅手当等の額を控除した額）とする。ただし、次の各号に掲げる補助金の費用の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 敷金、礼金及び仲介手数料に係る補助金 50,000円

(2) 賃料及び共益費に係る補助金 月額20,000円

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、次の各号に掲げる補助金の費用の区分に応じ、当該各号に定める申請書によるものとする。

(1) 敷金、礼金及び仲介手数料に係る補助金 市川市新婚生活住まい応援補助金（初期費用）交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 賃料及び共益費に係る補助金 市川市新婚生活住まい応援補助金（家賃等）交付申請書兼請求書（様式第2号）

2 前項の申請書は、規則第13条の補助事業等実績報告書及び規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

3 第1項第1号の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象住宅に係る契約書の写し

(2) 住居費のうち敷金、礼金又は仲介手数料を支払ったことを証する書類

(3) 第3条第2号に規定する夫婦等の双方の所得を証する書類

(4) 次に掲げるいずれかの書類

ア 規則第3条に規定する申請者が夫婦である場合は、戸籍全部事項証明書又は婚姻届受理証明書

イ 規則第3条に規定する申請者がパートナーシップの関係にある者であ

る場合は、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第5条第1項に規定する市川市パートナーシップ届出受理証明書又は市川市パートナーシップ届出受理証明カードの写し

- (5) 住宅手当等の支給を受けている場合にあつては、それを証する書類
- (6) 貸与型奨学金の返済を行っている場合にあつては、当該貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類
- (7) 夫婦等の双方又は一方が外国人の場合にあつては、当該者の在留カード
- (8) 第3条第10号に規定する講座を受講したことを確認することができる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

4 第1項第2号の申請書の添付書類は、前項各号（第2号を除く。）に定めるもののほか、住居費のうち賃料又は共益費を支払ったことを証する書類とする。

5 市長は、第3項各号及び前項に掲げる書類により証明すべき事実を公募等により確認することができるときは、規則第3条に規定する申請者の同意を得て当該書類の提出を省略させることができる。

6 第1項の申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（決定の通知等）

第6条 規則第6条の規定による通知は、市川市新婚生活住まい応援補助金交付可否決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）により行うものとし、規則第15条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

（決定の取消し）

第7条 規則第18条第3項において準用する規則第6条第1項の規定による通知は、市川市新婚生活住まい応援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月1日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の市川市新婚生活住まい応援補助金交付要綱の規定は、令和7年1月1日以後に婚姻届又は市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱（令和4年2月1日施行）第4条第1項に規定する届出書を提出し、受理された夫婦等について適用する。

附 則（令和8年4月1日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市新婚生活住まい応援補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の市川市新婚生活住まい応援補助金（以下「補助金」という。）について適用し、令和7年度分までの補助金については、なお従前の例による。